

平成23年9月27日

各 位

会 社 名 株式会社ネクストジャパンホールディングス
代表者名 代表取締役社長 齊 藤 慶
(コード番号 2409 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 沖 聡
TEL 03-5695-0091 (代表)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成23年9月27日開催の取締役会において、会社法第236条、会社法238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションを目的とする新株予約権の発行を平成23年10月28日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役、従業員及び当社子会社の取締役並びにその従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行すること、並びにかかる新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、当社取締役に対する発行については、会社法第361条第1項の報酬等の付与に関する議案を兼ねる趣旨であります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社取締役、従業員及び当社子会社の取締役並びにその従業員に対し、発行価額を無償とする新株予約権を発行する。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役、従業員及び当社子会社の取締役並びにその従業員のうち、取締役会決議によって定める者。

なお、対象者となりうる当社取締役の員数は、株主総会付議予定議案である「取締役5名選任の件」が原案どおり可決されますと5名（うち、社外取締役は1名）となります。

(2) 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

①新株予約権の個数9,000個を上限とする。

そのうち、当社取締役（社外取締役も含む）へ割り当てる個数は2,500個を上限とし、その新株予約権の公正価額の総額を含めた取締役の報酬額は、平成16年10月27日開催の定時株主総会決議においてご承認いただいた、年額300,000千円以内とする。

②新株予約権の目的となる株式

当社普通株式9,000株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

③新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、(2)の②に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、(2)の③に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における株式会社東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

募集事項決定の取締役会決議日から起算して2年間を経過した日以降8年以内とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記(6)の①記載の資本金等増加限度額から、上記(6)の①に定める増加資本金の額を減じた額とする。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社取締役、従業員または当社子会社の取締役及びその従業員に準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

- ②新株予約権の譲渡、質入れその他の処分及び相続には、当社の取締役会の承認を要する。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) その他の新株予約権の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議において定める。

以上